消費生活センターについて

あなたは、日々の消費生活で

悩むことはありませんか?

- 訪問販売(リフォーム工事、床下・屋根の点検など)、電話勧誘販売(訪問購入、健康食品、光回線サービスなど)、催眠商法、インターネットショッピングなど、悩んだら…契約をする前に!
- ・契約後、困ったことが起きたら…
- 自分だけで判断するのが難しいと感じたら…

消費些活位ンターに相談しましょう!

消費生活センターや消費生活相談窓口では、消費生活 に関する様々な相談や苦情を受け付けています。消費者 トラブルに巻き込まれたときはもちろん、トラブルに なっていない場合でも、契約をする前に分からないこと、 不安なことがあれば、気軽に相談してみましょう。

電話での相談のほか、相談窓口で消費生活相談員と 会って相談することもできます。相談は無料で、相談す る方の秘密は守られます。

専門の知識・経験のある消費生活 相談員が、あなたのお話を聞きな がら、トラブル解決のお手伝いを してくれます。

契約をする前に相談を!!

消費生活センターについて

消費生活センターとは?

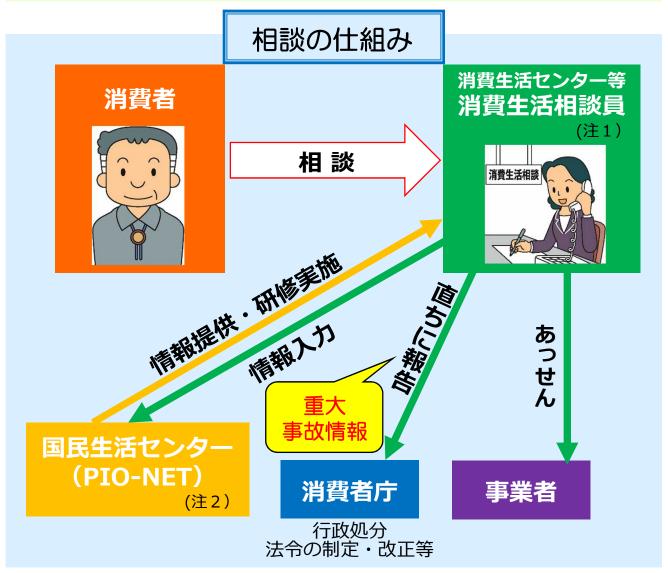
消費生活センターとは、地方公共団体が運営する消費者のた

めの相談、あっせん業務を行う機関です。

全国855か所に設置されており、3,438人の消費生活相談員が 配置されています(平成30年4月1日現在)。

※国民生活センターのウェブサイトから全国の消費生活センターを検索 することができます。

(http://www.kokusen.go.jp/map/index.html)



- 国民生活センター等の登録試験機関が実施する消費生活相談員資格試験の 合格者又はそれと同等以上の専門知識・技術を持った者 全国の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談情報を収集するシス (注1)
- (注2) 104